

2023(令和5)年度

労働行政のとりくみ

働きがいのある香川
ひとりひとりが輝く未来のために



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

香川労働局

労働基準監督署 公共職業安定所(ハローワーク)
HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>



INDEX

第1	香川労働局における行政運営にあたって	1
第2	個人の主体的なキャリア形成の促進と労働移動の支援	2
1	個人の主体的なキャリア形成の支援	2
2	労働市場の強化・見える化	3
3	賃金上昇を伴う労働移動の支援	4
4	継続的なキャリアサポート・就職支援	5
第3	多様な人材が活躍できる職場環境の整備	6
1	女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	6
2	新規卒者等への就職支援	8
3	就職氷河期世代の活躍支援	8
4	高齢者の就労・社会参加の促進	8
5	障害者の就労促進	9
6	外国人に対する支援	10
7	柔軟な働き方がしやすい環境整備	10
8	安全で健康に働くことができる環境づくり	11
第4	賃金の引上げに向けた支援の推進	17
1	生産性向上等に取り組む企業への支援	17
2	最低賃金制度の適切な運営	17
3	同一労働同一賃金の徹底	17
4	賃上げの原資確保に向けた取り組み	17
第5	労働保険適用徴収業務の適正な運営	18
1	労働保険未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減	18
2	電子申請の利用促進等	19

第 1 香川労働局における行政運営にあたって

～働きがいのある香川

ひとりひとりが輝く未来のために～

香川労働局は総合労働行政機関として次の3項目について、最重点で取り組みます。

最重点項目

- ◎ 個人の主体的なキャリア形成の促進と
労働移動の支援
- ◎ 多様な人材が活躍できる職場環境の整備
- ◎ 賃金の引上げに向けた支援の推進



香川労働局助成金
センター
(令和4年7月)



「年末年始ゼロ災香川推進運動」の一環
として局署合同安全パトロールを実施
(令和4年12月)



もにす認定通知書交付式
(令和5年2月)

第2 個人の主体的なキャリア形成の促進と 労働移動の支援

1 個人の主体的なキャリア形成の支援

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

香川県との共催により、関係者が組織する香川地域職業能力開発促進協議会において、①地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、②訓練修了者や修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証、③キャリアコンサルティングその他職業能力の開発及び向上の促進のための取組等について協議し、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等を促進します。特に、令和5年度においては、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を新たに実施します。

(2) キャリア形成・学び直し支援センターとの連携によるキャリア形成と学び直しの支援

令和5年度に創設される「キャリア形成・学び直し支援センター」では、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会の提供や訓練情報の提供等を行います。

(3) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

IT分野の資格取得を目指す訓練コースに加えて、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せ措置により、訓練コースの拡充を図ります。また、ハローワークでは、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

また、人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の高度デジタル人材訓練や「事業展開等リスクリング支援コース」で対象のDXに資する訓練の活用勧奨をはじめ、すべてのコースにおいて、デジタル分野における訓練の活用促進を行います。



(4) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を着実に実施するほか、引き続き不正受給対策に取り組みます。

また、在籍型出向は労働者の雇用をしっかりと支えつつ、人材の有効な活用を通じて生産性の維持・向上に資するものであり、労働者の雇用維持に加えてキャリアアップ・能力開発にも効果があることから、

①産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）による、在籍型出向により雇用維持に取り組む事業主への支援

②産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、当該助成金の活用に向けた周知広報を公益財団法人産業雇用安定センター等関係機関と連携して実施します。

さらに、産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称）により、事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れと当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保のため、当該助成金の活用促進について、周知広報を効果的に行える適切な機関と連携して実施します。

（５）雇用関係助成金の更なる活用勧奨

助成率の引上げ等が措置された人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」や新規事業の開拓等に取り組む事業主を支援する制度として新設された「事業展開等リスクリング支援コース」、賃金の引上げに資する各種助成金の活用勧奨に関する取組として、助成金の制度内容や活用方法を周知する企業向けセミナーを県内各所で新たに開催します。

また、事業主が参加する各種イベント、就職面接会、求人窓口等においてアンケートを実施し、事業主の希望に応じて香川労働局助成金センターの担当者等が個別に企業を訪問等して助成金の制度説明や申請手続の詳細を案内するなど、雇用関係助成金の更なる活用勧奨に取り組めます。

2 労働市場の強化・見える化

（１）改正職業安定法の施行及び民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

令和４年１０月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督を実施するなど、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

職業安定法 改正のポイント	
1	求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます
各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。 ①求人情報 ②求職者情報 ③求人企業に関する情報 ④自社に関する情報 ⑤事業の実績に関する情報	
2	個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります
求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。	
3	求人メディア等について届出制が創設されます
従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クロージング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。	

（２）円滑な労働移動に資する情報等の整備

円滑な労働移動を実現するためには、職業情報、職業能力、職場情報などの情報を「見える化」することが重要であり、job tag（職業情報提供サイト（日本版O-Net））を活用して、職業情報の検索だけでなく、その職業に就くために必要な職業能力、具体的な職業訓練の講座等の情報を提供します。

また、職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの強化・活用促進を図るとともに、オンライン上でジョブ・カードを作成・管理する「マイジョブ・カード」の積極的な周知、普及促進を図ります。

さらに、企業の勤務実態などの働き方や採用状況に関する



企業の職場情報を検索・比較することが可能な職場情報総合サイト（しょくばらぼ）を職業相談等の場面において活用するなど、求職者のニーズ・状況を踏まえ、こうした情報を活用しながら再就職支援を行います。

3 賃金上昇を伴う労働移動の支援

（１）就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の推進

就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者（母子家庭の母や就職氷河期世代の者など）を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、雇入れの日等から起算して５％以上賃金の引上げを行う事業主に対し、通常のコースより高額の特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）により助成します。

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも５％以上賃金を上昇させた事業主に上乗せ助成を行うとともに、再就職援助計画対象者へのきめ細かな再就職支援や、助成金の周知広報を実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

中途採用の機会拡大を図る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも５％以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、当該助成金の周知広報について、各地域の商工会議所等と連携して実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

（２）求人充足サービスの強化

地域の労働市場の状況等を踏まえ、充足可能性を高めるための求人賃金等の条件向上指導の強化や賃金等の個々の求職者の希望に基づいた個別求人開拓を行うなど、求人のさらなるマッチングの向上に資する求人充足サービスの取組を強化します。

（３）「雇用対策協定」による地方自治体との連携

香川労働局長が平成27年に香川県知事との間で締結した「香川県雇用対策協定」に基づき、事業計画を策定して各種雇用対策に共同で取り組みます。また、令和4年10月に観音寺市長及び三豊市長とそれぞれ「観音寺市雇用対策協定」「三豊市雇用対策協定」を締結したことから、協定に基づく事業計画を策定の上、各種雇用対策に取り組みます。

このほか、他の自治体と香川労働局との「雇用対策協定」の締結を更に推進し、地域の実情に応じた雇用対策を行う体制を構築します。

さらに、善通寺市の庁舎等を活用して国と市とが共同で運営する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を着実にしています。



R4.10.3 三豊市・観音寺市との雇用対策協定調印式

（４）都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

東京圏及び大阪圏を中心に、県内での就職を希望する者にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、コロナ禍において都市部を離れて地方で暮らすことへの関心が高まっていることを踏まえ、大都

市圏のハローワークから県内での就職希望者に関する連絡があった場合には、業種、職種を越えた再就職等も含め、個々のニーズに応じた支援を行います。

また、香川県が大都市圏で開催する移住促進のためのイベントにも積極的に協力し、県内企業への就職希望者が安心して移住を行えるよう、職業相談等を実施し、ハローワークの支援メニューを提供します。

4 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワークにおいてオンライン職業相談・職業紹介などの就職支援サービスを実施するほか、SNS・HPを活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じて柔軟に求職活動ができるよう継続してオンラインサービスの向上を図ります。同時に、再就職に当たり課題を抱える者等については、ハローワークへの来所を促し、課題解決支援サービスを通じたきめ細かな支援を行い、本人の希望やニーズに応じた再就職の実現を図ります。

ハローワークをご利用の皆様へ

オンラインで職業相談が受けられます

対象者

- ハローワークに求職登録があり、求職者マイページを開設している方
- 個別支援担当職員による継続的な職業相談を希望する方
- スマートフォン・タブレット・パソコン等、Webカメラによる通信が可能な端末を準備できる方
- 使用アプリ「Zoom」の利用規約及び「オンライン職業相談利用規約」に同意いただける方

① Zoomサービス規約
→ <http://zoom.us/jp-jp/terms.html>

② Zoomプライバシーに関する声明
→ <http://zoom.us/jp-jp/privacy.html>

利用方法

◎ 予約時までに「利用規約の同意書」の提出が必要です

- ・予約制：前日の12時までに窓口又は電話にて予約
- ・相談時間：1回あたり30分以内
- ・申込完了後にメールにて日時を案内(マイページに送信)

(2) 人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク高松に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(3) 求職者支援制度による再就職支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の活用を推進します。

受講者の6割以上が子育て世代のお母さんです!

スキルアップして働こう!!

ハローワーク高松

求職者支援訓練

求職者支援訓練(ハローワーク高松)は、仕事をお探しの方を対象とした無料の職業訓練です。

受講料 無料

初心者 OK!

就職をサポート

※入学金、受講料は無料です。教科書代等は自己負担となります。

(4) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークにおいて、地方公共団体との協定等に基づき、福祉事務所・自立相談支援機関への巡回相談や高松市役所庁舎内のハローワーク常設窓口であるハローワーク高松・ジョブコーナーの設置等により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな支援を実施します。

第3 多様な人材が活躍できる職場環境の整備

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

令和4年7月8日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により常時雇用する労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた「男女の賃金の差異に係る情報公表」について、報告徴収等の実施により、履行確保を図ります。また、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促します。

併せて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱い及び妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導を行います。

厚生労働省サイト「女性の活躍推進企業データベース」



(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和5年4月1日より施行される1,000人超企業を対象とした「育児休業等取得状況の公表の義務化」について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年より施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行います。

② 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげます。

また、事業主に対し、「イクメンプロジェクト」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用を促すとともに、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する「両立支援等助成金」の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

厚生労働省サイト「イクメンプロジェクト」



③ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を行うとともに、介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた

事業主等に対する「両立支援等助成金」の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

④ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、「トライくるみん」、「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「くるみんプラス」の認定制度について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。



(3) 子育て中の女性等に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワーク高松・丸亀に設置している専門窓口（マザーズコーナー）において、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携し、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地方公共団体と連携してアウトリーチ型の支援を実施します。また、仕事と子育ての両立ができる求人確保するとともに、オンラインによる就職支援サービスの強化を図ります。

子育てを終えた女性等の再就職が円滑に進むよう、県内企業に対する雇用の働きかけや、以前に身につけていたパソコンスキルのリスキリングとなるよう、女性を中心にニーズがある短期・短時間特例訓練等の情報提供を積極的に行います。



しごとプラザ高松 マザーズコーナー

(4) 不妊治療と仕事との両立支援

令和4年度に創設された不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図ります。

また、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、不妊専門相談センターとも連携しつつ、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。



「プラチナくるみんプラス」認定通知書交付式

令和4年12月21日開催



2 新規学卒者等への就職支援

新規学卒者等を対象に、高松新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、就職活動に際して多種多様な困難を抱える者に対して、関係機関と連携した支援を実施します。



(ユースエール認定通知書交付式 令和4年9月29日)

3 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。

また、チーム支援の実施に当たっては、地域若者サポートステーション等の支援機関と連携することとし、業種や職種に偏りがないよう求人開拓や職場実習先（インターン）の開拓を行います。

(2) 就職氷河期世代の活躍支援のための「かがわプラットフォーム」を活用した支援

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「かがわプラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むとともに、雇入れ等に係る好事例の収集・発信を実施します。

4 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して高年齢労働者処遇改善促進助成金により支援します。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

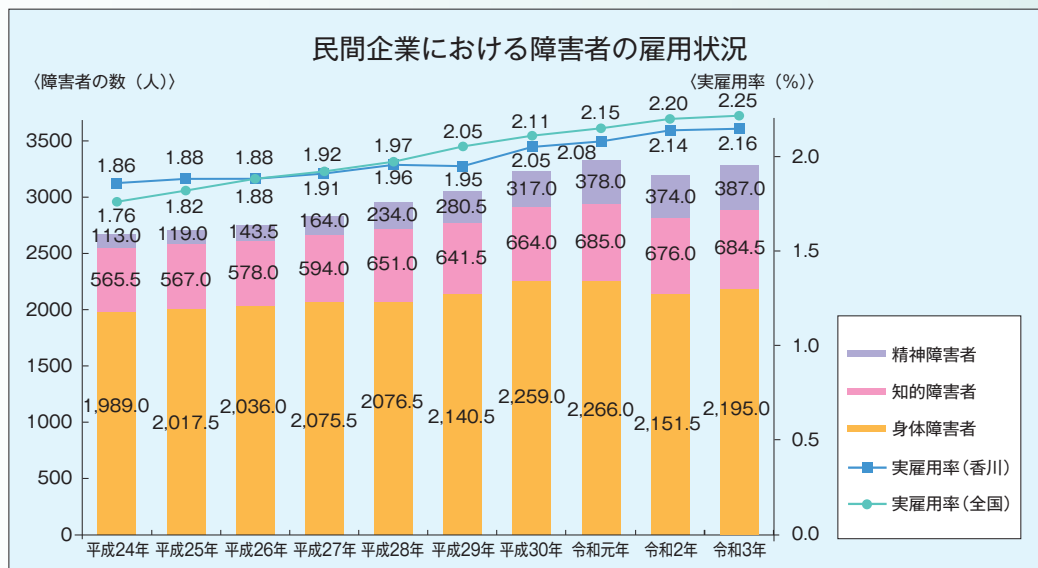
ハローワーク高松・丸亀・坂出・観音寺に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

5 障害者の就労促進

(1) 障害者雇用の更なる気運の醸成や民間企業に対する指導及び支援の強化

労働局やハローワークの職員、障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者等から法定雇用率未達成企業等に対して、障害者雇用の進め方やノウハウを紹介する雇用支援セミナーを県内各所で新たに開催するなど、民間企業に対する障害者雇用の働きかけを行います。

また、労働局の幹部職員等が中心となって、特に障害者雇用が遅れている500人以上規模の企業を個別訪問し、率先して障害者雇用に取り組むよう指導及び支援を行います。



(2) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%と設定され、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられる予定である。このような中、特に除外率設定業種において不足数が大幅に増加する企業が生じるなど、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、これらの企業に対して、障害者が担うべき業務の選定に関する助言等の必要な取組に対する支援を積極的に行い、早期対応を促進します。あわせて、特に障害者の雇用経験や雇用のノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとして、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。

労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要になっていることから、支援に係るコーディネートをより適切かつ効果的に実施するため、障害者就業・生活支援センターが行うネットワーク機能の強化を図ります。

(3) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

障害者雇用促進法の改正により、①事業主の責務を明確化すること（職業能力の開発及び向上に関する措置の追加）、②LLP（有限責任事業組合）を事業協同組合等の算定特例の対象にすること等が、令和5年4月に施行される予定です。

特に、①について、法改正の趣旨を踏まえ、事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に行います。

(4) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対する就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援及び難病患者である求職者に対する就労支援体制の強化を図ります。

また、障害者の職業訓練については、障害者職業能力開発校における職業訓練や障害者委託訓練を実施しており、労働局及びハローワークにおいては、公共職業訓練の活用による障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、香川県等と連携のうえ、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨等を実施します。

6 外国人に対する支援

(1) 外国人求職者等に対する就職支援

①外国人留学生等に対する就職支援

しごとプラザ高松の留学生コーナーにおいて、留学早期の意識啓発からマッチング、就職後の定着に至るまで段階に応じた支援を実施するとともに、大学等と連携し、外国人留学生の国内就職推進に向け一貫した支援を実施します。

②定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク高松の外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

③外国人就労・定着支援事業の実施

日系人等の定住外国人について、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携の上、事業参加者に対する就職支援等を実施します。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

ハローワーク高松の職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話を用いた通訳・多言語音声翻訳機器等の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、多言語による相談支援体制の整備を図ります。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施します。

また、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着のための雇用管理改善に取り組む事業主に対して、その経費の一部について人材確保等支援助成金により支援します。

7 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

テレワークの導入や働き方の見直しについて相談があった企業等に対し、「テレワーク相談センター」の紹介や同センターで開催するセミナーの周知等を行います。

また、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に最大限活用していただくよう、周知を図っていきます。

（２）フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

フリーランスの方から相談があった際には、「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介するなど適切に対応します。また、フリーランスとして業務を行っていても、その労働実態から労働基準法等の労働者に該当する場合には、引き続き必要な保護を図ります。

8 安全で健康に働くことができる環境づくり

（１）職場における感染防止対策等の推進

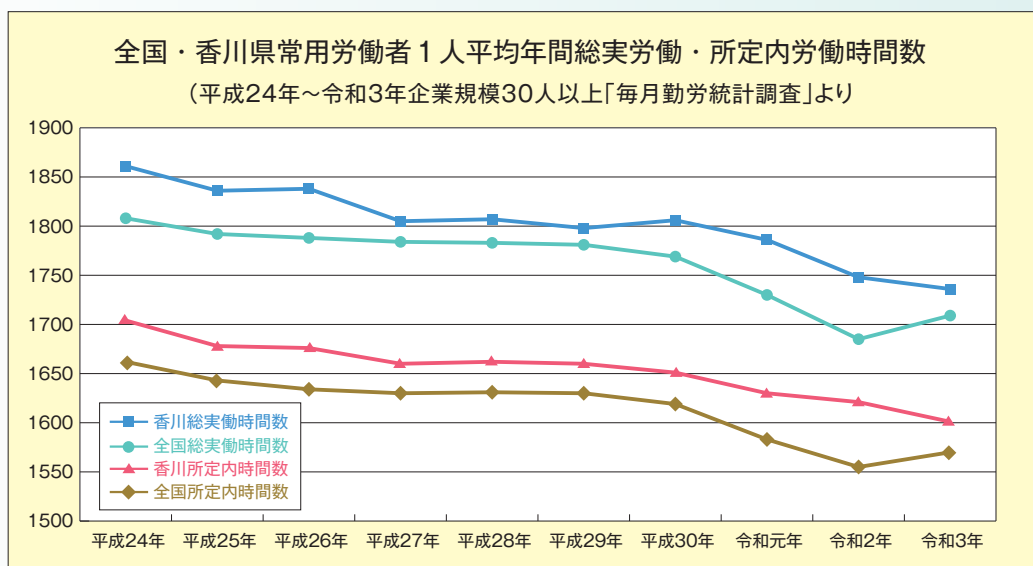
事業者や労働者からの相談に対して丁寧に対応するとともに、「取組の５つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進します。

（２）長時間労働の抑制

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、関係機関等と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して「働き方改革推進支援助成金」の活用を働きかけるとともに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言等を行います。



② 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、上限規制が適用されることになります。

このため、医師については、香川県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対しても、適切な対応を行います。

自動車運転者については、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示について、労働時間等説明会等において丁寧に周知を行うとともに、道路貨物運送業については、労働基準監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等についての配慮を要請するなどの取組を実施します。また、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の教示等を行い、必要に応じて利用勧奨を行います。

建設業については、建設労働者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム等の普及を推進するなど、長時間労働の抑制、人材確保対策の推進等に向けた支援を行います。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保する上で重要な制度であることを踏まえ、「勤務間インターバル制度導入・運用マニュアル」や中小企業が活用できる「働き方改革推進支援助成金」の周知に努め、長時間労働が懸念される企業等への導入促進を図ります。

④ 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

また、過労死等防止対策推進法及び同法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づく対策を推進します。



「過重労働解消キャンペーン」の一環として、長時間労働削減等に積極的に取り組んでいるベストプラクティス企業を訪問し、取組内容の説明を受ける労働局長（左側）

令和4年11月

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し

「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、四国経済産業局等の関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

また、働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、厚生労働本省を通じて、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報します。

（3）労働条件の確保・改善対策

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部局間での情報共有に努め、関係部局と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発

指導を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の縮小等に伴う相談がなされた場合には、「新型コロナウイルスに関するQ & A」や各種支援策のパンフレット等を活用し、適切に対応します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

② 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図り、これを定着させることが重要であることから、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

さらに、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報や、インターネット情報監視により収集された情報に基づき、必要に応じて監督指導を実施します。

③ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者については、次の点に留意し、必要な対応を行います。

ア 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、高松出入国在留管理局及び外国人技能実習機構高松事務所（以下「機構等」といいます。）との相互通報制度の確実な運用を行います。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、「人身取引取締りマニュアル」を参考にしつつ、機構等との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施し、労働基準関係法令違反が認められ、悪質性が認められるもの等については、司法処分を含め厳正に対処します。

イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対し的確に監督指導を実施する等、必要な対応を行います。また、香川運輸支局等との相互通報制度を確実に運用するとともに、効果的な監督指導を実施するため、香川運輸支局と協議の上、合同監督・監査を行います。

ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

（４）14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、事業者に対し、安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保の育成の観点からもプラスとなることを含め、その必要性や意義等について様々な機会を通じて積極的に周知啓発を図ります。

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策については、協議会の設置・運営、自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

③ 高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知を図ります。

④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

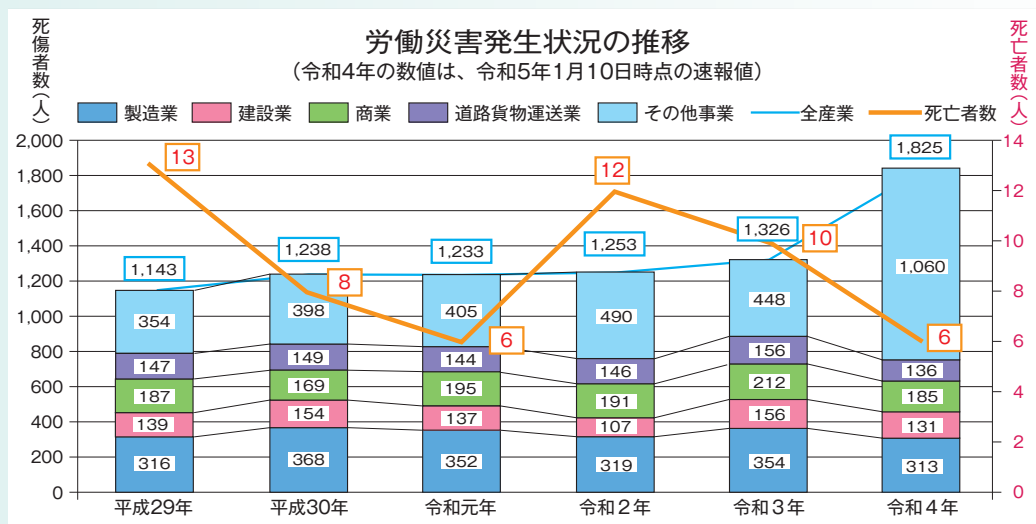
請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して、周知・啓発を図ります。

⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。

陸上貨物運送事業については、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について周知を図ります。



⑥ 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

イ 産業保健活動の推進

香川産業保健総合支援センターが行う研修、香川県内の各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、(独)労働者健康安全機構による団体経由

産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行います。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、同ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、「香川県地域両立支援推進チーム」において取組に関する計画を策定し、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。

また、トライアングル型のサポート体制を確立するため、地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、(独)労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

⑦ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

労働者の化学物質のばく露防止に向け、呼吸用保護具のフィットテストの円滑な導入に向けた周知を行います。

令和2年7月に改正された石綿障害予防規則に基づく建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。

さらに、建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、懇切丁寧な相談支援を行います。

(5) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

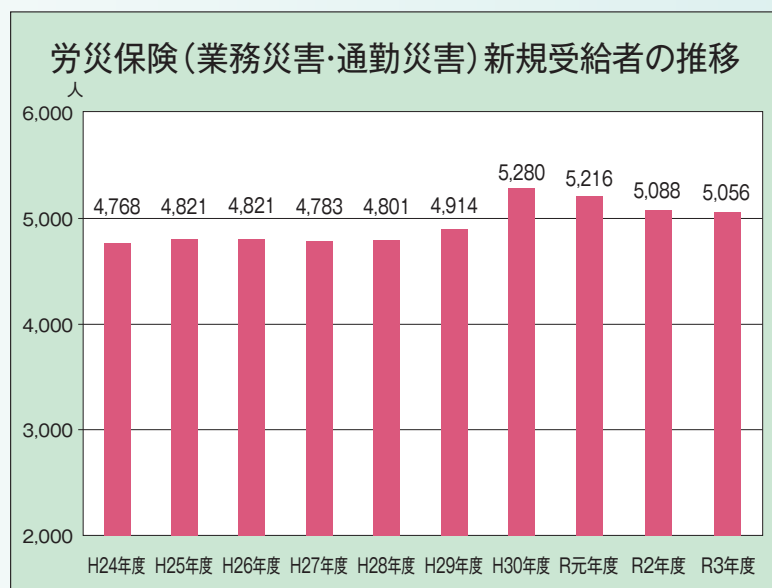
また、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、その罹患後症状も含め、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行います。

さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

また、労災保険の特別加入については、令和4年4月よりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が、令和4年7月より歯科技工士を対象業種として追加されており、引き続き、適正な運用を行います。

なお、令和4年1月に省令改正を行い、新型コロナウイルス感染症に関する保険給付の額をメリット収支率に反映させない措置が講

(参考)



じられており、適正な運用を行います。

一口メモ

労災保険相談ダイヤル

ナビダイヤル 0570-006031

【受付時間】 月～金 9:00～17:00

(土・日・祝日、年末年始はお休みします。)

※ご利用の際は、通話料がかかります。

たとえば、こんな疑問や相談におこたえします。

- 仕事中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
- 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？
- パート・アルバイトでも労災の対象になりますか？
- 通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか？
- 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメントの防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施すること等により引き続き法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して「あかるい職場応援団」等の周知を図ります。



② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。

学生等に対しては、大学等への出前講座等の機会を活用して積極的に周知に努め、相談先等を記載したリーフレット等を活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

③ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。



第4 賃金の引上げに向けた支援の推進

1 生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、「業務改善助成金」の活用を促進することにより、賃金引上げを支援します。

また、「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、きめ細かな支援を行います。

さらに、労働基準監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引き上げへの支援等を行います。

2 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、賃金の最低限度を定めるセーフティネットであり、すべての労使関係者に知っていただくとともに、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を確実に支払わなければなりません。

最低賃金は、労使及び公益を代表する委員で構成される香川地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料等を参考にしながら、慎重に審議を行い、その意見を聴いて労働局長が決定しています。

決定された最低賃金については、使用者及び労働者に向けた的確な周知広報を行うとともに、重点的な監督指導を実施し、その履行確保を図ります。

○地域別最低賃金

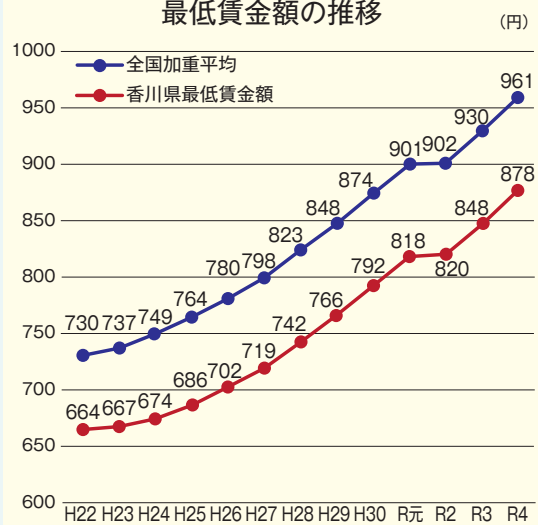
件名	最低賃金 (時間額)	効力発生日
香川県最低賃金	878円	令和4年10月1日

○特定最低賃金(産業別最低賃金)

件名	最低賃金 (時間額)	効力発生日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	878円※	令和4年10月1日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,000円	令和4年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,003円	令和4年12月30日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	942円	令和4年12月15日

※香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、令和4年度は改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用となる。

最低賃金額の推移



3 同一労働同一賃金の徹底

同一労働同一賃金の履行を確保することは、非正規雇用労働者の賃金の引き上げに資することから、労働基準監督署と連携した取組により、同一労働同一賃金の遵守徹底及び賃金の引上げを図ります。

4 賃上げの原資確保に向けた取り組み

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされており、労働局及び労働基準監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

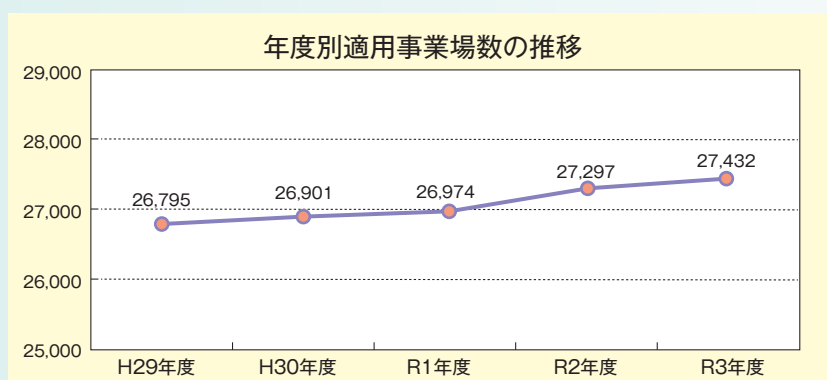
第5 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険未手続事業一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

(1) 未手続事業一掃対策

労働保険の未手続事業一掃対策については、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上等の観点から重要なものであるため、計画的に未手続事業の解消に取り組みます。

未手続事業の解消のため、労働保険加入促進業務の受託者との連携を基に、地方公共団体及び関係行政機関からの通報制度を活用して、未手続事業の積極的かつ確かな把握及び手続指導を行います。また、手続指導を行っても自主的に手続を行わない事業については、職権成立手続を含め厳正に対処します。

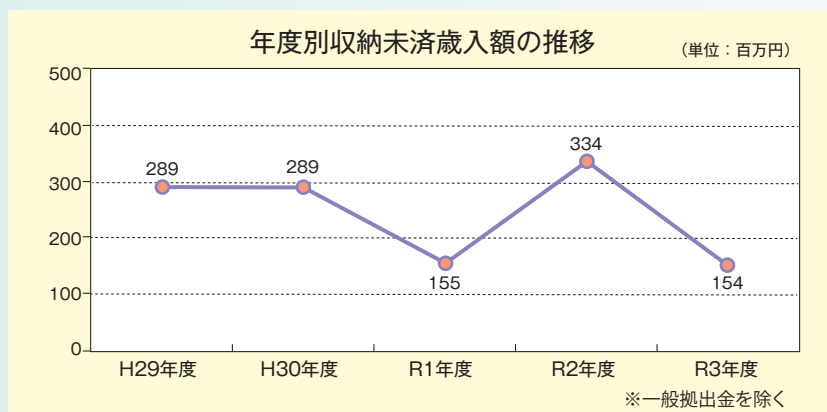


(2) 収納未済歳入額の縮減

滞納整理に当たっては、滞納事業を組織的に管理し、高額滞納事業主及び複数年度にわたって滞納している事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

さらに、口座振替納付については、納期限における確実な納付や、納付手続の負担軽減のため、あらゆる機会を捉えて周知を行い、一層の利用促進を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等の納付が困難な事業主の方へは、猶予制度を周知して、置かれた状況や心情に十分配慮して丁寧に対応します。



2 電子申請の利用促進等

事業主が行う行政手続コスト（事業主が行政手続に要する時間）削減の最優先施策として、電子申請の利用促進を図ります。

労働保険の年度更新や保険成立の機会での周知、関係団体に対する協力要請等を通して利用勧奨を行うとともに、電子申請を処理する体制を整え、電子申請処理の迅速化を図ります。また、労働保険の年度更新期間に常設された電子申請体験コーナーを活用して申請方法や機能を理解してもらい、更なるPRに務めます。

☆☆厚生労働省認定マーク☆☆

労働局には下記の認定制度があり、認定マークを商品、広告、求人票等に付し、対外的に明示することで、働きやすい職場環境であることや、自社の強みを県民に広くアピールでき、企業評価の向上にもつながります。また、公共調達や政府系金融機関の融資等で優遇措置が受けられるものもあります。

くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん認定」または「トライくるみん認定」を既に受け、より高い水準の取組を行っている企業を評価する「プラチナくるみん認定」制度、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境に取り組む企業を評価する「プラス認定」制度があります。

〔雇用環境・均等室〕



【くるみん】



【プラチナくるみん】

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。

また、えるぼし認定を既に受け、取組の実施状況が特に優良な事業主を認定する、プラチナえるぼし認定制度があります。

〔雇用環境・均等室〕



【えるぼし】



【プラチナえるぼし】

安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定する制度です。健康・安全・働きやすい優良企業であることをアピールできます。基準を満たした企業は3年間の認定を受けることができます。

〔健康安全課〕



【安全衛生優良企業】

ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。労働局が実施する就職イベントなどで、若者雇用促進法に基づく優良企業であることを対外的にアピールすることもできます。

〔職業安定課〕



【ユースエール】

もにす認定

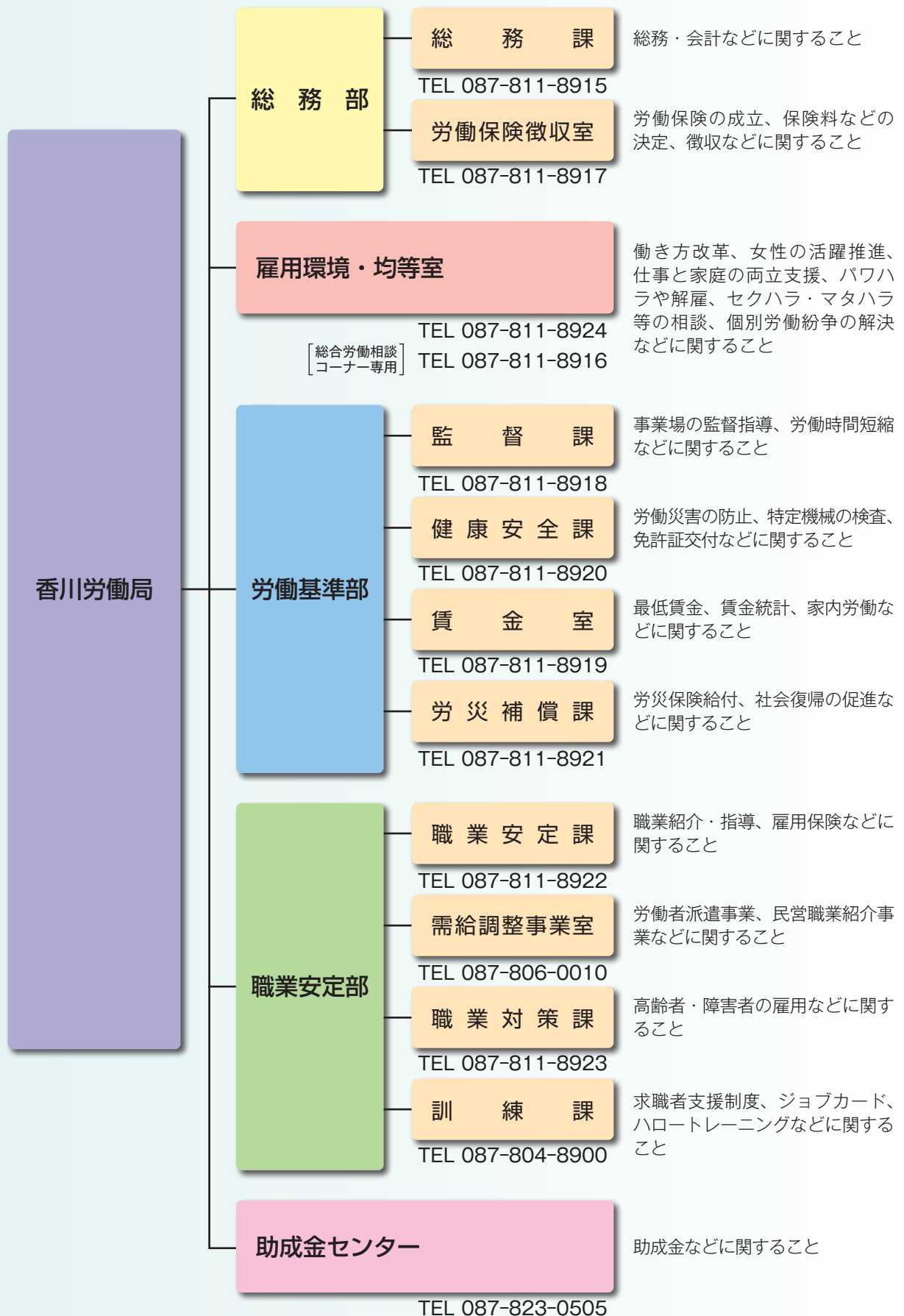
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用に関する取組の実施状況が優良な中小企業を認定する制度です。この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができます。

〔職業対策課〕



【もにす】

香川労働局の組織と仕事



香川労働局、労働基準監督署の所在地と管轄

■香川労働局、高松労働基準監督署



- 【香川労働局】
- 所在地：〒760-0019 高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎
北館3階 総務部、労働基準部、職業安定部
北館2階 雇用環境・均等室
 - 電話番号：087-811-8915 《総務部代表》
- 《助成金センター》
- 所在地：〒760-0019 高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー タワー棟12階
 - 電話番号：087-823-0505
- 【高松労働基準監督署】
- 所在地：〒760-0019 高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎北館2階
 - TEL：087-811-8945 《代表》
 - 監督署の：高松市（国分寺町を除く）、香川郡、
管轄区域 木田郡、小豆郡
- 《小豆島駐在事務所》
- 所在地：〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-11
（ハローワーク土庄 北隣り）
 - TEL：0879-62-0097

■丸亀労働基準監督署

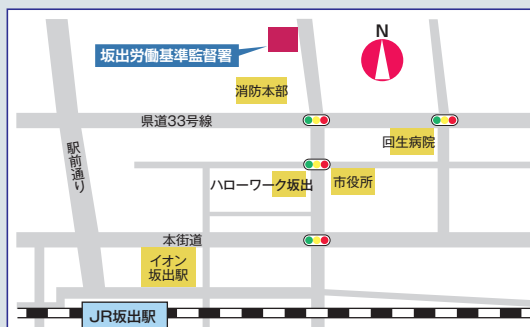
〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2
TEL0877-22-6244



管轄区域：丸亀市（綾歌町、飯山町を除く）、
善通寺市、仲多度郡

■坂出労働基準監督署

〒762-0003 坂出市久米町1-15-55
TEL0877-46-3196



管轄区域：坂出市、綾歌郡、高松市のうち国分寺町、
丸亀市のうち綾歌町、飯山町

■観音寺労働基準監督署

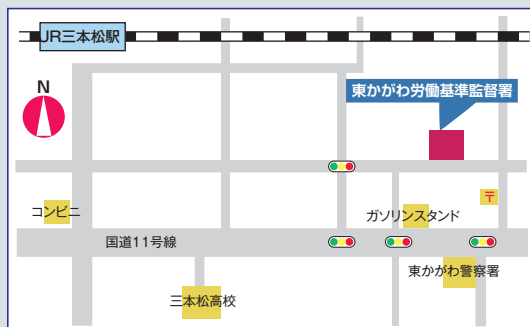
〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1
TEL0875-25-2138



管轄区域：観音寺市、三豊市

■東かがわ労働基準監督署

〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 3階
TEL0879-25-3137



管轄区域：さぬき市、東かがわ市

公共職業安定所（ハローワーク）の所在地と管轄

■ハローワーク高松

〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3
TEL087-869-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

■ハローワーク高松しごとプラザ高松

〒760-0029 高松市丸亀町13-2 1～2階
TEL087-823-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

■ハローワーク丸亀

〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36
TEL0877-21-8609



管轄区域：丸亀市（綾歌町、飯山町を除く）、
善通寺市、仲多度郡
※令和5年10月1日から綾歌町、飯山町を含む予定

■ハローワーク坂出

〒762-0001 坂出市京町2-6-27 2階
TEL0877-46-5545



管轄区域：坂出市、綾歌郡
丸亀市のうち綾歌町、飯山町
※令和5年10月1日から綾歌町、飯山町を除く予定

■ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6
TEL0875-25-4521



管轄区域：観音寺市、三豊市

■ハローワークさぬき

〒769-2301 さぬき市長尾東889-1
TEL0879-52-2595



管轄区域：さぬき市

■ハローワークさぬき東かがわ出張所

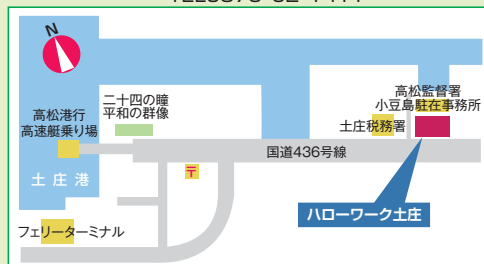
〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 1階
TEL0879-25-3167



管轄区域：東かがわ市

■ハローワーク土庄

〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-3
TEL0879-62-1411



管轄区域：小豆郡